

北名古屋市監査公表第 1 1 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 9 9 条第 4 項の規定に基づき、定例監査を実施したので、同条第 9 項の規定により、その結果を公表する。

令和 7 年 5 月 9 日

北名古屋市監査委員 吉 野 修 進

北名古屋市監査委員 井 上 一 男

定例監査の結果について

1 監査の対象及び実施期間

施設管理課、商工農政課及び会計課

対象期間 令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 2 6 日までの所管事務

実施期間 令和 7 年 3 月 3 日から令和 7 年 3 月 2 6 日まで

2 監査の概要

所管事務の執行について、監査資料及び関係書類等の提出を求め審査するとともに、関係職員から説明を聴き、事務事業の執行が適正かつ合理的・効率的に行われているかを主眼とし、北名古屋市監査基準に準拠して監査を実施した。

3 監査の結果

監査を実施した結果、各所管の事務事業の執行処理状況については、概ね適正に行われていると認められた。なお、一部において是正を要する事項が見受けられたが、その都度、関係者に指摘して是正指導を行った。

施設管理課、商工農政課及び会計課の事務事業の内容及び監査の結果については、次のとおりである。

＜施設管理課＞

主な所管事務は、道路及び準用河川の認定、指定、変更及び廃止、道路、橋梁、歩道橋、準用河川及び排水路の維持管理、道路及び準用河川の占用許可、工事の設計及び実施計画承認並びに法定外公共物の使用許可、道路、水路の境界立会、都市公園、児童遊園の維持管理、雨水の浸透及び貯留の促進、建築行為、優良住宅等の認定、優

良な宅地化計画等の認定、屋外広告物、開発行為、民間住宅耐震診断、相談及び改修、空き家対策の計画及び総合調整、公共施設整備の技術支援、国土利用計画に関する事務である。

(1) 庶務事務について

公用車を利用した出張において、旅行命令簿（出張伺）が作成されていないものがあった。

(2) その他

決裁文書の添付書類や届出書等に、軽易な記載誤りや受付印の押印漏れがあった。

意 見

他機関へ情報提供を行う必要のある業務の申請書受領にあたっては、個人情報等の取扱いが厳重かつ適切に行われることを担保するため、提供に関する同意を得た旨が明確に分かる方法にて実施されたい。

<商工農政課>

主な所管事務は、商工業の振興、中小企業等協同組合及び商工団体、中小企業金融、中心市街地活性化、企業の立地及び流出防止、企業との連携、工場立地法、航空宇宙産業クラスター形成特区、農業委員会、農林業、農地、農作物の作付面積及び作況調査、農作物の病虫害防除、主要食糧の生産調整、農家台帳、農業用水、農業用施設、土地改良区、農業者年金、農林業関係団体、市民農園、家畜、農作物被害における鳥獣駆除及び許可申請、緑化の推進、雇用対策、地域職業相談室、勤労者福祉、消費生活、消費生活センター、計量器、観光、博覧会、共進会、品評会及び見本市、製品安全4法及び家庭用品品質表示法に関する事務である。

(1) 収入事務について

行政財産使用料において、請求書の送付が遅れたため、条例で規定する期日以降に入金されたものがあった。

(2) 契約事務について

契約関係の決裁文書の一部において、作成漏れや契約内容の記載が不明確なものがあった。また、受注した業者から提出されるべき書類の一部が欠如していたものがあった。

(3) 庶務事務について

公用車を利用した出張において、旅行命令簿（出張伺）が作成されていないも

のがあった。

＜会計課＞

主な所管事務は、支出負担行為の確認、収入及び支出命令の審査、決算、現金の出納及び保管、有価証券の出納及び保管、担保金及び寄託金の出納、収入証紙等の売りさばき及び保管、現金及び財産の記録管理、出納員、指定金融機関等に関する事務である。

意 見

- (1) 契約事務にあたっては、その執行が適切にされていることを担保するため、関係する決裁文書等において契約する業務の内容が明確に分かる形を整えけるとともに、決裁後の文書保存が遺漏等無く適切に実施されるよう留意されたい。
- (2) 所属する職員の勤怠管理については、勤務実態を適切に反映したものとなるよう留意し、正規の勤務時間以外に実施することについて、改善の余地が認められる部分があれば適切に是正されるよう検討されたい。